

## 栃木県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県議会議員の請負の状況の公表に関する規程(令和5年栃木県議会告示第1号。以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(第1号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(第2号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

3 前項の訂正届には、既に提出した請負状況等報告書を修正したものを添付するものとする。この場合において、削った部分は、これを読むことのできるように字体を残さなければならない。

### (報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

### (報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧(以下この条及び第5条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧者は閲覧請求書(第3号様式)に必要な事項を記載しなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

### (期限等の特例)

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条第1項に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

( 施行期日 )

この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

栃木県議会議長 様

栃木県議会議員 \_\_\_\_\_

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

栃木県議会議長 様

栃木県議会議員 \_\_\_\_\_

訂正届

栃木県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

- 1 訂正箇所
  
- 2 訂正の理由

（注）既に提出した請負状況等報告書を修正したものを添付すること

第3号様式（第4条第3項関係）

栃木県議会議長 様

閲覧請求書

次のとおり閲覧を請求します。

閲覧日	年 月 日
住所	
氏名	
閲覧する報告書名	